農福連携活動の普及啓発動画等制作・配信委託業務 プロポーザル募集要項

令和2年10月26日

岐 阜 県農政部農業経営課

目 次

第 1	募集の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1	委託業務名
2	業務内容
3	委託業務期間
4	委託費の上限
5	委託団体数
第2	プロポーザルに係る事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1	プロポーザル参加要件
2	提案書の作成
3	プロポーザルの手続き等
第3	評価に係る事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
1	評価方法
2	プロポーザル評価会議
3	評価項目及び評価内容
第 4	選定に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
1	最優秀提案者の選定
2	複数の同得点者が生じた場合等の取扱い
3	提案者が1者の場合の取扱い
4	選定結果の通知及び公表
第5	契約の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
1	契約方法
2	契約保証金
第6	業務の適正な実施に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・6
1	関係法令の遵守
2	業務の一括再委託の禁止
3	個人情報保護
4	守秘義務及び受託者の責任
5	「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務
第7	業務の継続が困難となった場合の措置について・・・・・・・・・・・・・・・7
1	受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合
2	その他の事由により業務の継続が困難となった場合
第8	その他・・・・・・・・・・・・ 7
第 9	問い合わせ先及び各種書類の提出先・・・・・・・・・・・・・・フ
別表	評価項目及び評価基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

農福連携活動の普及啓発動画等制作・配信委託業務

募集要項

新型コロナウィルス感染症拡大に伴う、相談会や展示販売会等の開催自粛により、農福連携の取組みやノウフク商品をPRする機会が減少しています。

このため、県は、農福連携の取組みをコロナ禍にも対応したメディア媒体を活用して情報発信することにより、農業及び福祉関係者、一般県民の理解を深め、農福連携の促進を図る事業を実施します。この事業の実施にあたり、より効率的・効果的に行う事業者を募集し、プロポーザル(提案)方式により選定された者に委託することとします。

第1 募集の内容

1 委託業務名

農福連携活動の普及啓発動画等制作・配信委託業務

2 業務内容

別添「農福連携活動の普及啓発動画等制作・配信委託業務仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和3年3月22日(月)まで

4 委託費の上限

3,874,420円(消費税及び地方消費税込み)

5 委託団体数

1事業者

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加要件

プロポーザルに参加できる者は、本委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人その他の団体(以下「法人等」という。)又は、複数の法人等で構成される団体(以下「共同体」という。)であり、次に掲げる全ての要件を満たすものとします。

また、単独の法人等にあっては、下記(1)から(9)までのすべての要件を満たす必要があり、共同体にあっては、代表構成員を含むすべての構成員が(1)から(9)までのすべての要件を満たす必要があるものとします。

- (1) 県内に本社(店)又は支社(店)、営業所等を有する者であること。
- (2)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (3)役員(法人でない団体の代表者又は管理人を含む)に次の①又は②のいずれかに該当する者がないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経 過しない者
- (4) 次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。
 - ① 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
 - ② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者(同法

に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第 199 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 200 条第 1 項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。)

- ③ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく資格 停止措置を受けていないこと。
- (7) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。 又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等及び共同体でないこと。
- (9) 県税等の租税公課について未納の徴収金(執行猶予に係るものを除く。) がないこと。

2 提案書の作成

「第1 募集の内容」の仕様に従い、下記の項目について提案書を作成してください。なお、提案書は様式 1 及び 2 のとおりとし、日本工業規格 A 4 (一部 A 3 版資料折込使用可)とします。また、提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

- (1) 事業実施方針
- (2) 実施内容
- (3) 実施スケジュール
- (4) 実施体制
- (5)独自提案
- (6) 提案者のこれまでの実績
- (7) その他

3 プロポーザルの手続き等

(1) スケジュール

1))) • • • • • • • • • • • • • • • • •					
	項目	日 程			
1	募集要項等の公表・配布	令和2年10月26日(月)~令和2年11月16日(月)			
2	募集要項等に関する質問受付	令和2年10月26日(月)~令和2年11月16日(月)			
3	プロポーザル参加申込受付	令和2年10月26日(月)~令和2年11月16日(月)			
4	提案書の受付	令和2年10月26日(月)~令和2年11月25日(水)			
(5)	プロポーザル評価会議	令和2年11月下旬(予定)			
6	選定結果の通知・公表	令和2年12月上旬(予定)			

(2) 募集要項等の公表・配布

① 配布日時

令和2年10月26日(月)~令和2年11月16日(月)午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日は除きます)

② 配布場所

岐阜県農政部農業経営課担い手対策室就農支援係

(〒500-8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号 岐阜県庁9階)

※募集要項は、岐阜県のホームページからも入手できます。

岐阜県庁トップページ(具政情報>入札・公売>公募型プロポーザル

※郵送での配布は行いません。

- (3) 募集要項等に関する質問受付及び回答
 - ① 質問受付期間

令和2年10月26日(月)~令和2年11月16日(月)正午まで

② 質問書提出方法

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問書(別紙1)を農業経営課あてに郵送、FAX又は電子メールにファイル(ファイル形式はMicrosoft Wordとしてください。)を添付し提出してください。

※メール送信の際は、件名に「農福連携活動の普及啓発動画等制作・配信委託業務」と記載した うえで送信してください。

※提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

③ 提出場所

岐阜県農政部農業経営課

(〒500-8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号 岐阜県庁9階)

FAX 058-278-2686

電子メールアドレス c11419@pref.gifu.lg.jp

④ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県のホームページ上にて公開します。

岐阜県庁トップページ(http://www.pref.gifu.lg.jp)>県政情報>入札・公売>公募型プロポーザル

- (4) プロポーザル参加申込受付
 - ① 参加申込受付期間

令和2年10月26日(月)~令和2年11月16日(月)

② 提出方法

プロポーザル参加希望者は、参加申込書(別紙2)を持参又は郵送のいずれかの方法で、農業経営 課に提出してください。

持参の場合の受付時間は、休日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで とし、郵送の場合は、締め切り日当日の午後5時15分までに農業経営課に到着したものを有効とし ます。

郵送の場合は、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法としてください。 ※提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

(5) 提案書の受付

受付期間

令和2年10月26日(月)~令和2年11月25日(水)

② 提出書類

ア 提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (様式1~2)

別添「委託業務仕様書」を参考に提案してください。

- イ 経費積算書(様式任意、積算内訳書を含むこと)
- ウ 法人等に関する書類(共同体の場合は、すべての構成員の分を提出)
 - (ア) 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・ (様式3)
 - (イ) 履歴事項全部証明書(提出日において発行日から30日以内のもの)
 - (ウ) 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益決算書又はこれらに類するもの(団体の場合は、同様の内容がわかる資料)
- エ 誓約書(共同体の場合は、すべての構成員の分を提出)・・・・・・(様式4)
- オ 共同体構成員届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・ (様式5)
- カ 共同体協定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (様式 6)
- キ 共同体委任状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (様式7)
- ク 契約に係る指名停止等に関する申立書・・・・・・・・・(様式8)
- ケ その他、独自提案内容の説明に必要な資料

③ 提出部数

8部(正本1部、副本7部)

※カラー刷りの場合、副本もカラー刷りで提出してください。

④ 提出方法

令和2年11月25日(水)午後5時15分までに持参又は郵送のいずれかの方法で農業経営課に 提出してください。

持参の場合の受付時間は、休日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、締め切り当日の午後5時15分までに農業経営課に到着したものを有効とします。

郵送の場合は、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法としてください。

※提出後、必要な場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

※提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

- ア 評価会議の構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- エ 応募提案書類に虚偽の記載をした場合
- オ 募集要項に反すると認められる場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ② 無効事由

提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合は、無効となります。

③ 著作権·特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に 基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じ た事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとします。

④ 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。

⑤ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めません。(軽微なものを除く。)

⑥ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑦ 費用負担

提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑧ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、提案書等提出書類の提出がなされない場合 は、辞退したものとします。

- イ 参加者は、提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとします。
- ウ 提出された提案書等は、岐阜県情報公開条例 (平成 12 年条例第 56 号) に基づく情報公開請求の 対象となります。
- エ 提案書の提出後に辞退する場合は、評価会議開催日の前日(土日祝日除く)の正午までに、辞退届(様式自由)を農業経営課に持参又は郵送により申し出てください。

(7) 経費積算書作成に当たっての注意事項

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とします。 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額 に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。
- ② 本事業実施に係る通信運搬費(電話回線使用料、郵送料等)、事務費(消耗品費等)は必要に応じ

て計上してください。

- ③ パソコン、複合機 (コピー/FAX) 等の設置に係る経費については、県の委託費に含みません。 (レンタル料等の維持管理費は必要に応じて計上してください。)
- ④ 人件費については、労働条件、市場実態等を踏まえて適切な水準を設定してください。

第3 評価に関する事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された「農福連携活動の普及啓発動画等制作・配信委託業務プロポーザル評価会議」が行います。

なお、プロポーザル評価会議における評価は、評価項目及び評価内容(別表)に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容をもとに、競争性、透明性の確保に十分に配慮しながら、提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

2 評価会議

(1) 開催日時

令和2年11月下旬(予定)

(2) 開催場所

岐阜県シンクタンク庁舎内会議室 (予定)

(3) プロポーザルの所要時間

プレゼンテーション 15分間以内

その後、構成員からの質疑 10分程度

(4) 注意事項

- ・ 正式な開催日、開催時間、指定時間及び開催場所については、後日、プロポーザル参加者に通知 します。
- プレゼンテーションを行う方は3名までとします。
- ・ プロポーザル参加者は、他の参加者の提案を傍聴することができません。
- ・ 指定の時間に遅れた場合には、評価対象といたしません。
- ・ プレゼンテーションソフトを用いたプレゼンテーションは想定していません。提出された提案 書・PRツール案に基づいてプレゼンテーションをしていただきます。

3 評価項目及び評価内容

別表「評価項目及び評価内容」のとおり

第4 選定に関する事項

1 最優秀提案者の選定

県は、上記の評価結果に基づき、評価構成員の評価点が最高点の者を、最優秀提案者として選定します。

2 複数の同得点者が生じた場合等の取扱い

最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。

なお、評価点及び提案金額が同額である者が複数者いる場合は、同者らによるくじ引きにより決する ものとします。

3 提案者が1者の場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提 案者を最優秀提案者とします。

4 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、以下の項目を県のホームページ上で公表します。

- (1) 最優秀提案者(契約交渉の相手方)の名称及び評価点
- (2) 全提案者の名称(申込順)
- (3) 全提案者の評価点(得点順)(提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。ただし、応募者が2者の場合には公表しません)
- (4) 最優秀提案者(契約交渉の相手方)の選定理由
- (5) 評価会議の構成員の氏名
- (6) その他(最優秀提案者と契約の相手方が異なる場合は、その理由)

第5 契約の締結

1 契約方法

選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。 仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、県との協議により必要に応じて内容を変更した うえで契約を締結することもあります。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、 評価結果において総合評価が次に高い提案者(基準点を満たした者に限る)と協議を行います。

2 契約保証金

岐阜県会計規則第114条第2号に掲げる要件の一に該当するときは、免除します。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、その他関係法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。なお、 業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託するこ とができます。

3 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例(平成 10年岐阜県条例第 21 号)、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則(平成 11年岐阜県規則第 8 号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

4 守秘義務

受託者は、受託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

万一、受託者の責に帰す情報漏えいが発生した場合、それにより発生する損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、受託者が自己の責任において処理しなければなりません。受託者の雇用人が、異動、退職等により業務を離れる場合についても、受託者はその者に対し取得情報を秘匿させなければなりません。

5 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は、入札参加資格を停止することがある。

(2) 履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のと おりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができます。 この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく 当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第8 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札 参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当 該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を 受けた場合は、原則として契約を解除します。

第9 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号(県庁9階)

岐阜県 農政部 農業経営課 担い手対策室就農支援係

TEL:058-272-8421 (直通)

FAX : 058 - 278 - 2686

電子メールアドレス: c11419@pref.gifu.lg.jp

農福連携活動の普及啓発動画等制作・配信委託業務 評価項目及び評価内容

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として採点する。なお、構成員の評価点合計の60%を最低基準とする。

評価項目	評価内容	配点		
	・提案者の財務状況は良好であるか。	10点		
事業者評価	・類似・関連事業の実績はあるか。また、実施に必要な知識、経験、資格、ネットワーク等を有しているか。	10点		
	・事業の実施体制及びスケジュールは、現実的かつ効果的であるか。	10点		
実施方針	・農福連携活動の普及啓発動画等制作・配信委託業務の目的を把握し、企画に反映されているか。	10点		
PR動画	・農福連携の目的や効果、課題、社会的意義等を理解しやすい企画となっているか。	15点		
P K 则 回	・動画配信の媒体や回数は、効果的なものとなっているか。	10点		
54 48 /W VCI	・農福連携の目的や効果、課題、社会的意義等を理解しやすい企画となっているか。	15点		
啓発資料	・広告媒体の実施手法は、効果的なものとなっているか。	10点		
効率性、経済性	・事業費の積算は、効率的な実施による経済性の優れたものであるか。	10点		
計				